

補助金交付・助成制度一覧表

平成24年4月1日現在

担当課	事業名	対象事業	補助率	限度額	指定区域	補助対象についての補足説明	
景観政策課	景観修景事業	生け垣整備事業 A	70%	50万円	景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域	公共空間に面する部分、専用住宅を除く建築物に付随する屋外駐車場(5台以上)のハーモニカ緑化	
		生け垣整備事業 B	25%	20万円	上記区域を除く市内全域		
		外構修景事業	70%	50万円	伝統環境保存区域		板塀、土塀、竹垣等の設置
		土塀修復事業	70%	200万円	景観形成区域		土塀の修復
	沿道修景事業	沿道緑化事業	70%	30万円	沿道景観形成区域	沿道セットバック部分の中高木を含む緑化	
	斜面緑地保全事業	高木緑化事業	70%	30万円	斜面緑地保全区域	公共空間から望見できる高木・中木の植栽・移植費	
巨木適正管理事業		70%	20万円	周辺住民に危害や悪影響を及ぼすおそれがある高さ8m以上の巨木の枝打ち費用等			
保全団体活動事業(年間)		-	10万円	良好に維持管理するための作業、樹木の間引き、補植、枝打ち、剪定、除草、清掃等			
屋外広告物等撤去補助	屋外広告物等の撤去	50%	25・50万円	市全域	金沢市屋外広告物等に関する条例の基準超の屋外広告物等の撤去費		
		90%	100万円	市全域(審議会要請の撤去)			
歴史建造物整備課	伝統的建造物群保存地区保存整備事業	外観、屋根・構造上主要な部分の修理	80%	1500万円	伝統的建造物群保存地区	<伝統的建造物>老朽電気配線の更新含む	
		構造上主要な部分の補強	90%	500万円		<伝統的建造物>	
		工作物の修理	80%	-		<伝統的建造物>板塀等	
		外観、屋根の修景	70%	700万円		<一般建造物>	
		工作物の修景	70%	-		<一般建造物>塀、垣、門等	
		格子の修理・修景	90%	-		<伝統的・一般建造物>伝統的建造物:格子の修理、一般建造物:格子の修景	
		防災設備整備	90%	-		<伝統的・一般建造物>	
		病虫害(白アリ等)の防除処理	80%	50万円		建築物及び工作物	
		環境物件等	80%	-		<特定されたもの>復旧・病虫害の防除処理、<その他>生垣等の整備	
		保存団体の活動	50%	100万円		地区の保存のための住民団体による活動、防災資機材の整備・維持管理等	
	駐車場の借り上げ(1台/世帯)	50%	5千円/月	自宅敷地内に駐車施設を持たない方の地区外での駐車場借り上げ(東山ひがし地区・主計町地区のみ)			
	空き家の活用(最初の1年間のみ)	50%	20万円	地区内の空き家を借り上げて新たに居住する方の借り上げ			
	茶屋街まちなみ修景事業	格子戸修復	90%	-	にし茶屋地区	1階部分の面格子・掛け板戸	
		外観修復	70%	1000万円		道路等から通常見える外観	
			70%	200万円		道路等から通常見える外観(但し、昭和25年以前の建築物以外)	
		防災構造整備(診断)	75%	30万円		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	
		"(設計)	2/3	20万円		上記診断に基づく防災構造補強工事の設計	
		"(補強工事)	90%	500万円		耐力上必要な主要構造部(柱・梁・基礎等)の補強工事	
防災施設整備		90%	-	防災施設設置に係る費用			
新築修景	70%	200万円	前面道路に面した外観(但し、構造物・屋根材除く)				
町家保全活用室	町家再生活用事業(昭和25年以前建築)	外観修復・内部内装改修	50%	150万円	町家再生活用事業対象区域	認定建築物のみ対象(店舗等以外)。ただし、屋根、内部水回り・内装はそれぞれ50万円を限度とする。	
		外観修復・内部内装改修・設備機器	50%	250万円		認定建築物のみ対象(店舗等)。ただし、屋根は50万円を限度とし、内部水回り・内装・設備機器は併せて150万円を限度とする。	
		防災構造整備(診断)	75%	30万円		認定建築物のみ対象。限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	
		"(設計)	2/3	20万円		上記診断に基づく防災構造補強工事の設計	
		"(修理・補強工事)	50%	250万円		認定建築物のみ対象。耐力上必要な主要構造部(柱・梁・基礎等)の修理、補強	
	UJターン世帯への補助金加算	-	-	上記区域内のまちなか区域	「」の対象事業において、各限度額に20万円の加算。ただし、住宅及び店舗併用住宅に限る。また、補助金の合計の限度額は店舗等以外は400万円、店舗等は500万円とする。		
歴史都市推進室	伝統的寺社建造物修復事業	外観修復	70%	200万円	寺社風景保全区域	昭和25年以前建築の寺社等建築物。ただし、屋根は50万円を限度とする。	
		防災構造整備	70%	350万円		昭和25年以前建築の寺社等建築物の耐力上必要な主要構造部(柱・梁・基礎等)の修理、補強	
		土塀修復	70%	1000万円		修繕工事、滅失したものの復元工事費(調査・設計・監理に係る費用除く)	
		山門修復	70%	700万円		"	
		石積み修復	75%	-		歴史的又は文化的価値のある石積みの修繕・復元工事に係る費用	
		土塀山門等簡易修復	70%	50万円		市長が別に定める簡易な修繕工事	
		土塀山門等調査設計	70%	100万円		土塀山門等の修復に係る調査並びに修繕・復元工事の設計費用	
		土塀山門等工事監理	70%	50万円		土塀山門等の修繕・復元工事の施工監理費用	
		外観修復	50%	150万円		昭和25年以前建築の寺社等建築物。ただし、屋根は50万円を限度とする。	
		防災構造整備	50%	250万円		昭和25年以前建築の寺社等建築物の耐力上必要な主要構造部(柱・梁・基礎等)の修理、補強	
	土塀修復	50%	700万円	修繕工事、滅失したものの復元工事費(調査・設計・監理に係る費用除く)			
	山門修復	50%	500万円	"			
	石積み修復	75%	-	歴史的又は文化的価値のある石積みの修繕・復元工事に係る費用			
	土塀山門等簡易修復	50%	50万円	市長が別に定める簡易な修繕工事			
	土塀山門等調査設計	50%	100万円	土塀山門等の修復に係る調査並びに修繕・復元工事の設計費用			
	土塀山門等工事監理	50%	50万円	土塀山門等の修繕・復元工事の施工監理費用			
	こまちなみ保存修景事業	こまちなみ保存修景事業	新築・改築・修繕等修景	70%	200万円 300万円	こまちなみ保存区域	原則として道路等から通常見える外観(但し、構造物・屋根材除く) 増築も可。 昭和25年以前の建築物で前面道路に面した外観を対象。屋根は50万円を限度とする。
			"に伴う設計経費	30%	30万円		-
保存建造物修復(契約締結無)			70%	500万円	原則として道路等から通常見える外観		
"(契約締結有)			70%	700万円	原則として道路等から通常見える外観		
外構修復(土塀)			70%	300万円	基本的には、公共用地に面する部分の修復・修繕・修景に伴う費用		
"(板塀・生垣・竹垣類)			70%	100万円	"		
"(門)			70%	150万円	"		
格子戸修復			70%	-	"		
防災構造整備(診断)			75%	30万円	限界耐力計算法等による既存耐震性能診断(昭和25年以前の建築物)		
"(設計)			2/3	20万円	上記診断に基づく防災構造補強工事の設計		
"(修理・補強工事)			70%	250万円 300万円	耐力上必要な主要構造部(柱・梁・基礎等)の修理、補強(昭和25年以前の建築物)		
防災施設整備			70%	300万円	耐力上必要な主要構造部(柱・梁・基礎等)の修理、補強 保存建造物が対象		
外観の修復・修繕	融資	1000万円	消火・警報・避難設備等 保存建造物が対象				
保存団体の活動費(年間)	-	10万円	但し、保存契約を締結した建造物が対象				
文化財保護課	保存対象物保全事業	指定保存建造物修復	70%	1000万円	景観条例に基づき指定された指定保存対象物	外観の修繕工事	
		防災構造整備(診断)	75%	30万円		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	
		"(設計)	2/3	20万円		上記診断に基づく防災構造補強工事の設計	
		"(補強工事)	90%	500万円		耐力上必要な主要構造部(柱・梁・基礎等)の補強工事	
		防災施設整備	90%	-		防災施設設置に係る費用	

注: 「景観形成区域」とは...景観条例(略称)に定める「伝統環境保存区域」、「近代的都市景観創出区域」及び「伝統環境調和区域」

注: 補助対象の説明については概略を記載しています。詳細については、事前に担当課へおたずねください。  
内容によっては、審査会等により補助対象内容の妥当性が審議され、補助金交付が決定される場合があります。

注: 対象事業の中には、「設計監理費」を含むものもあります。

注: UJターン世帯の要件は、金沢市内に勤務し、又は勤務する予定の者 金沢市内に移住して3年を経過しない者又は移住する予定である者 金沢市内に移住する前に市外に3年以上居住していた者。 まちなか区域において、自らが定住するために町家再生活用事業を行う者 とする。

お問い合わせ先	TEL: 220-2364
景観政策課	TEL: 220-2311
歴史都市推進室	TEL: 220-2208
歴史建造物整備課	TEL: 220-2311
町家保全活用室	(歴史建造物整備課内)
文化財保護課	TEL: 220-2469